

MAEDA & SUZUKI
PATENT Co., LTD
TOKYODO JINBOUCHO 3rd BLDG.,
1-17, KANDAJINBOUCHO 1-CHOME,
CHIYODA-KU, TOKYO 101-0051, JAPAN
TELEPHONE 81-3-5281-0670 FACSIMILE 81-3-5281-0680

2008年6月

改正法等の施行日である平成20年6月1日以降に納付される各種料金が、以下のとおり改定されます。

(特許庁パンフレットより引用)

・出願料

	旧料金	新料金
特許出願	¥16,000	¥15,000
外国語書面出願	¥26,000	¥24,000
特許法第184条の5第1項および第184条の20第1項の規定による手続	¥16,000	¥15,000
商標登録出願	¥6,000 + 区分数 × ¥15,000	¥3,400 + 区分数 × ¥8,600
防護標章登録出願	¥12,000 + 区分数 × ¥30,000	¥6,800 + 区分数 × ¥17,200
重複登録商標更新登録出願	¥21,000	¥12,000

・特許料

(昭和63年1月1日以降の出願、かつ平成16年4月1日以降に審査請求した出願)

	旧料金	新料金
第1年～第3年まで毎年	¥2,600 + 請求項数 × ¥200	¥2,300 + 請求項数 × ¥200
第4年～第6年まで毎年	¥8,100 + 請求項数 × ¥600	¥7,100 + 請求項数 × ¥500
第7年～第9年まで毎年	¥24,300 + 請求項数 × ¥1,900	¥21,400 + 請求項数 × ¥1,700
第10年以降毎年	¥81,200 + 請求項数 × ¥6,400	¥61,600 + 請求項数 × ¥4,800

・商標設定登録料、更新登録料

	旧料金	新料金
設定登録料、防護標章登録料	区分数 × ¥66,000	区分数 × ¥37,600
設定登録料(分納)	区分数 × ¥44,000	区分数 × ¥21,900
更新登録料	区分数 × ¥151,000	区分数 × ¥48,500
更新登録料(分納)	区分数 × ¥101,000	区分数 × ¥28,300
防護標章更新登録料	区分数 × ¥130,000	区分数 × ¥41,800

・国際登録に基づく商標権の個別手数料

	旧料金	新料金
出願料に相当する部分	¥4,800 + 区分数 × ¥15,000	¥2,700 + 区分数 × ¥8,600
設定時の登録料に相当する部分	区分数 × ¥66,000	区分数 × ¥37,600
更新登録料に相当する部分	区分数 × ¥151,000	区分数 × ¥48,500